薬剤師試験委員の公告

第95回薬剤師国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成21年8月28日

厚生労働大臣　舛添　要一

試験委員長　栗原　順一

副委員長　萩中　淳

委員

明石　貴雄	有賀　寛芳	伊藤　芳久
井上　義雄	今泉　祐治	浦江　隆雄
大石　一彦	大久保忠恭	岡本　浩一
荻田喜代一	奥田　真弘	小口　敏夫
笠井　良次	鍛冶　利幸	片岡　泰文
亀井　淳三	三上　純一	三島　洋一
河田登美枝	橘高　敦史	小笹　勇一
郡　修徳	後藤　伸之	齋藤　直樹
佐々木　均	山田　智文	柴三　雅彦
下村　寿一	白石　正	杉浦　隆之
髙倉　喜信	田中　一彦	谷　佳津治
田野中浩一	辻　勉	出三　雅邦
中島　誠	永瀬　久光	成松　鎮雄
野村　憲和	畠中　保之	平藤　雅彦
平江　一男	平江　文俊	藤井　敏
藤田　卓也	古澤　康秀	益子　高
松本　宜明	森　昌平	江崎　社
江田　勝士	江田　洋	江本康次郎
湯淺　宏	横井　毅	

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

次のように告示する。

平成二十一年八月二十八日

経済産業大臣　二階　俊博

一　件名　東部瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　秋田支社地区　平成二十二年九月十八日　午後二時から

福島支社、茨城支社、茨城南支社地区　平成二十二年九月十八日　午後二時から

三　場所　秋田支社地区　秋田県産業技術総合研究センター工業技術センター講堂（秋田県秋田市新屋町字砂奴寄四一一）

福島支社、茨城支社、茨城南支社地区　茨城県開発公社　大会議室（茨城県水戸市笠原町九七八一二五）

四　事案の要旨

1　早収・遅収料金制度に替えた延滞利息制度の導入に係る一般ガス供給約款の変更

2　詳細は、経済産業省資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号）、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一合同庁舎一号館）並びに東部瓦斯株式会社の本社（東京都中央区日本橋箱崎町七番一号）、支社、支店及び営業所において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話番号）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（法人その他の団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すること。）及び職名）及び意見の概要を記載した書面（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東部瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十二年九月四日までに経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課（郵便番号一〇〇―八九一三　東京都千代田区霞が関一丁目三番一号）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、経済産業大臣が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あてに通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵政往復はがき（往傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により平成二十一年九月四日までに、秋田支社地区については、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号）、福島支社、茨城支社、茨城南支社地区については、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七二五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

経済産業大臣　殿

届出者　氏（ふりがな）名

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

東部瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

公　告

諸事項

押収物還付公告の一部取消

那覇地方検察庁検察官

那覇地方検察庁検察官が行った平成20年10月20日付け官報（本紙第4936号）13頁２段掲載平成19年検第1641号窃盗被告事件（平成20年領第565号）に係る押収物還付公告の下記部分を取り消す。

記

1. 炊飯ジャー（ＴＩＧＥＲ製）１台。2. オーブンレンジ（ＭＩＴＳＵＢＩＳＨＩ製）１台。

工場財団

東京都千代田区神田神保町２丁目１番地**北海道糖業株式会社**の北見市北上101番地北海道糖業株式会社北見製糖所中川郡本別町勇足53番地１北海道糖業株式会社本別製糖所伊達市館山下町１番地の８北海道糖業株式会社道南製糖所の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成21年8月28日

釧路地方法務局北見支局

迫川上流土地改良区連合清算人及び役員の退任の公告

宮城県及び岩手県の区域の一部を地区とし、宮城県栗原市に事務所を有する迫川上流土地改良区連合から清算人及び監事の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第４項において準用する同法第18条第17項、第124条及び第136条の３の規定に基づき公告する。

平成21年8月28日

東北農政局長　宮崎　正義

退任役職	氏名	住所
清算人	鹿野　清一	宮城県栗原市志波姫北郷下戸崎40番地
〃	小野寺　博	宮城県栗原市栗駒松倉鍛冶屋３番地